



Title	福田平先生 : 「人と学問」
Author(s)	橋本, 正博
Citation	一橋論叢, 98(5): 653-658
Issue Date	1987-11-01
Type	Departmental Bulletin Paper
Text Version	publisher
URL	http://doi.org/10.15057/11225
Right	

福田平先生——「人と学問」

橋 本 正 博

はじめに

福田平名誉教授は一九八七年三月末日をもって一橋大学教授を定年退官された。同教授が一橋大学の併任教授として赴任されたのは一九六九年であり、翌年には専任の教授として転任された。以後、十七年にわたり、大学の刑法講座の発展に尽力されただけでなく、評議員・法学部長を務められるなど、学内の行政的側面における寄与をも忘れることはできない。一九八七年四月一日付で名誉教授に推挙された。

福田先生の人と学問を語るとすれば適任者は数多いはずで、わたくしには荷が重い。先生をよく知る諸先輩から反論が出ることは必至である。したがって、この小文

も、もとより学問的評価にたえるようなものではなく、きわめて狭い個人的な印象を概略的に記すことにとどまらざるをえない。あらかじめ御了解願いたい。

一 学問的態度

いきなり私事にわたって恐縮だが、わたくしが一橋大学の前期部で「刑法各論」の講義を聴講しようと考えたとき、先生がちょうど法学部長に就任されたので、刑法各論の講義は先生の担当ではなくなった。わたくしの福田ゼミナルに参加しようという決心は、このとき最終的なものとなったのである。以後、大学院を含めて七年間の御指導を仰いだわけであるが、この間先生が未熟なわれわれを導いて下さる場合に感じたまわった印象を

ふたつ述べようと思う。

そのひとつは、先生は決してわれわれの拙い議論を全面的に否定したり、とるに足りないものとして排除するということがなかったということである。男性も女性も一個の人格として尊重された。このことはまた、われわれが自分の見通しのきかない考えをたどるときに述べた場合に、それを実に要領よく(われわれには驚きの対象である)まとめて、問題点を浮彫りにしてみせる手際にも関連している。当然といえば当然であるが、相手の主張を的確に捉えるということは、先生が学問上の態度としてその重要性を再三強調されているところであって、わたくしには、われわれ学生を指導する際にもその精神の一端が表われていると思われたことである。

福田平先生の研究の基礎をなしているのは、いうまでもなく小野清一郎博士の刑法学と、団藤重光博士の刑法学とであろう。もっとも、先生が語られたところによると、戦後東京帝国大学の団藤研究室に残ることになったころには、団藤博士は新しい刑事訴訟法の立法に参画されるなど多忙を極め、団藤博士に直接に指導を受けるといふよりは、同室の尾高朝雄博士の下の若手と議論しあ

ったり、ときどきの尾高博士のお話から得るところが多かったという。

後にボン大学のハンス・ヴェルツェル博士⁽¹⁾の下で研究を深めることになった先生の刑法学は広く深い思索に裏付けられた体系的なものであるが、その哲学的基盤といったものは、あるいはこの時期にその淵源のひとつをもっているのかもしれない。周知のように、ヴェルツェルは目的的行為論を構想し、戦後はこの理論を基礎に新しい犯罪論体系を再構成することを標榜して、理論の発展に意を尽した優れた刑法学者であったが、同時に法哲学者としても優れた業績を残している。⁽²⁾二〇世紀の初め、新カント派を経て、有名なマルティン・ハイデガーやニコライ・ハルトマンなど、存在論的な思考への傾向をみせつつあった哲学上の時代精神を背景に、人間の行為のもつ存在論的構造に着目した目的的行為論は、戦後の一時期、日本においても大いに議論の的となった。この理論をいち早く採用し、これを確固として基礎づけ発展させることに関して、福田平先生の一連の研究が果たした役割は、やはり我が国の刑法学を語る上で忘れることができない業績である。

先生が、ヴェルツェル博士が学問的態度として繰り返し強調したことを語り、われわれ研究者を志す者への戒めとしたことであり、先生ご自身がこうした態度を心がけている旨を表明されていることであるのが、先に述べた、「相手の主張を正しく理解すること」なのである。ヴェルツェルが自らの目的的行為論に対する誤解に基づく批判の数々に対して、反面からする教訓として述べたことであろう。

しかし、一方、とかくひとつの理論体系を構築した後、それを修正することは難しく、研究者としての評価も定まった大家にしてはなおさらそうであろうと思われるのに、ヴェルツェルが、時には目的的行為論支持者や自分の弟子の中からも生じてきた正しい批判に対して、絶えず自分の理論を彫琢し発展させることを怠らず、批判をも容れ入れつつ最後まで目的的行為論の完成に努力したことも、福田先生ご自身の学問的態度としてひきつがれた重要な教訓である。われわれに對する指導にみられる先生の姿勢の中にも、遠くこうした考え方が響いているのではないかと思う。

二 ドイツ刑法学と日本刑法学

——目的的行為論——

福田平名誉教授は、戦後かなり早い昭和三年から西ドイツ、ボン大学に留学され、以後、西ドイツ刑法学との密接な関係を維持しつつ、両国の刑法学交流にも功績があった。このことが認められて、一九八五年にはケルン大学から名誉博士号が贈られた。これは日本人としては初めてのことであると聞いており、先生の業績の大ききの一端を示すものであると思う。

ドイツ刑法学の成果として目的的行為論をとってみても、ヴェルツェルの綱領的な書物ともいえる『目的的行為論序説——刑法体系の新様相』(一九六二)を翻訳(大塚仁教授と共訳)紹介されたほか、ヴェルツェルの来日講演を集めた編訳書『目的的行為論の基礎』(一九六七)などをはじめ、さまざまな著書論文においてこの理論の考え方を広めたのであった。

しかし、もちろん、先生は、留学の成果に基いて『違法性の錯誤』(一九六〇)をはじめ、『目的的行為論と犯罪理論』(一九六四)などの研究で、特に目的的行為論

とそのいわゆる人的不法観からの帰結としての従来の理論に対する新しい提言を、我が国において紹介し発展させることに与って力があつたのであるが、決してドイツの議論をそのまま日本に移植したのではない。目的主義の刑法理論・刑法学体系を採用した教科書である『刑法総論』（現在は全訂版（一九八六）を一見すればわかるように、福田刑法学は我が国における八十年にわたる蓄積を最大限に生かした体系を実現しているといふべきなのである。

たとえば、ヴェルツェルをはじめ目的主義の刑法教科書は故意犯と過失犯とを画然と二分した体系を採っていることが多い⁽⁴⁾。過失犯の問題は目的的行為論にとって最大の問題のひとつであるが、福田説の結論は、ほぼヴェルツェルが到達したところと同様に、過失行為も構成要件的に重要でない結果に向けられた目的的行為であるといふものである⁽⁵⁾。もとより、故意犯と過失犯との本質的差異については当然としても、私見によれば、過失行為は行為として故意犯と同様の目的的行為であるというだけではなく、構成要件を基礎にした犯罪論体系の中では故意犯も過失犯も共に構成要件該当性・違法性・有责性

という構造を有するものとして捉えられるものである。不法構成要件として故意犯と過失犯とは全く別のものであるとして扱うことはこうした構造を見失わせるものであると思われる。

このように、福田刑法学は、たとえば小野清一郎博士の古典的な構成要件論研究をふまえた、独自の目的主義刑法学体系として成立しているものであると思う。先生は一橋大学における最終講義として「わが刑法学とドイツ刑法学の関係——目的的行為論にふれて——」という題目で講演された⁽⁶⁾。この中で先生は、明治以来の營々と続く刑法研究の過程で日独両国の密接な関係が築きあげられ、学問的交流が実りある成果を生みだしていることを具体的な例に即して語られた。先生ご自身が最終講義の題目をこのように設定されたところに、先生の刑法学に対する思いと研究態度とが端的に表われているのではないかと思われる。

我が国における福田平名誉教授の実務的側面への寄与にも一言を付け加えておかなければならないだろう。法制審議会の委員として、弁護士会の懲戒委員として、中央労働委員会の委員として、あるいは司法試験考査委員

として、立法・行政の一端を担われたことも、先生の学問的業績と並んで記憶されなければならない。

三 指導者としての先生——謝辞

再び私的な印象にもどるが、先生がわれわれを指導する際のきわだった姿勢のふたつめは、研究方法や、考え方の道筋や結論について、あらかじめわれわれを縛ったり、方向を決めてしまったり、いわんや強制したりするということが全くないということである。これには、学問的姿勢としても非常に潔癖な優れた見識であると敬意を表するほかはない。先生に指導を受けた者はみなこのびと、自分の問題関心に従って自由な研究が続けられたはずである。もちろん、必要な助言や時には厳しい指摘・あるいは怠惰や軽率を戒める叱責も当然にあるのだが、決まった課題が課されたりして先生の方から強力な指導力で引張られるということはない。もちろん指導ということには非常に困難な側面があり、指導者といわれるほどの人にはそれぞれの見識があるわけであるが、ことわたくしに限る限り、このことは重要であった。定年退官を機に、あるとき先生は、自分は学生の指導に

熱心ではなかった、これは団藤博士譲りであるが、申し訳ないとも思っていると言われたように記憶しているが、卓越した指導方法であると感心するとともに、感謝の意を表すほかはないのである。

定年退官という一区切りということで過去形の記述が多くなったが、先生はいまなお第一線で研究教育に従事されているところであり、われわれとしてもまだまだ未熟な者であるから、さらにご指導を賜らなければならぬ。最近、老醜をさらすことなくありたい、ということばをもらされる先生であるが、わたくしは、先生が今後とも最前線でわれわれを導いてくださることを心から念願するものである。いや、われわれが福田刑法学を乗り越えて進み、我が国の刑法学が一層の発展を遂げることこそ、先生の希望であるにちがいない。銘すべし。

(後記) 福田平名誉教授の著作目録と略歴については別にまとめられているので、詳細についてはそちらを参照されたい。

(1) Hans Welzel (1904—1977).

(2) 有名なものとして Naturrecht und Materiale Ge-
rechtigkeit, 1951: 4. Aufl., 1962.

(3) この逸話については福田名誉教授が折にふれて活字にもされているのであるが、最近の著書の中から福田平・大

塚仁著『対談刑法総論(下)』二五一頁を指摘しておく。

本書は一橋大学教授としての最後のご著書となったものである。

(4) Vgl. Weizel, Das Deutsche Strafrecht, II. Aufl., 1969.

(5) 福田、「過失犯と目的的行為論——過失犯の目的的行為性についての覚書——」、同、「過失犯の構造について」(共に福田、「刑法解釈学の基本問題」(一九七五)所収)

などを参照せよ。

(6) 一九八七年一月二十九日、於一橋大学第二一番教室。この最終講義の内容の一部は本誌六月号に掲載されている。

(7) 現在東海大学教授の職にあられるほか、非常勤講師として一橋大学にも出講をお願いしている。なお日本刑法学会において今日に至るまで常務理事その他として先生が果たされた役割についても一言しておく。

(一橋大学専任講師)